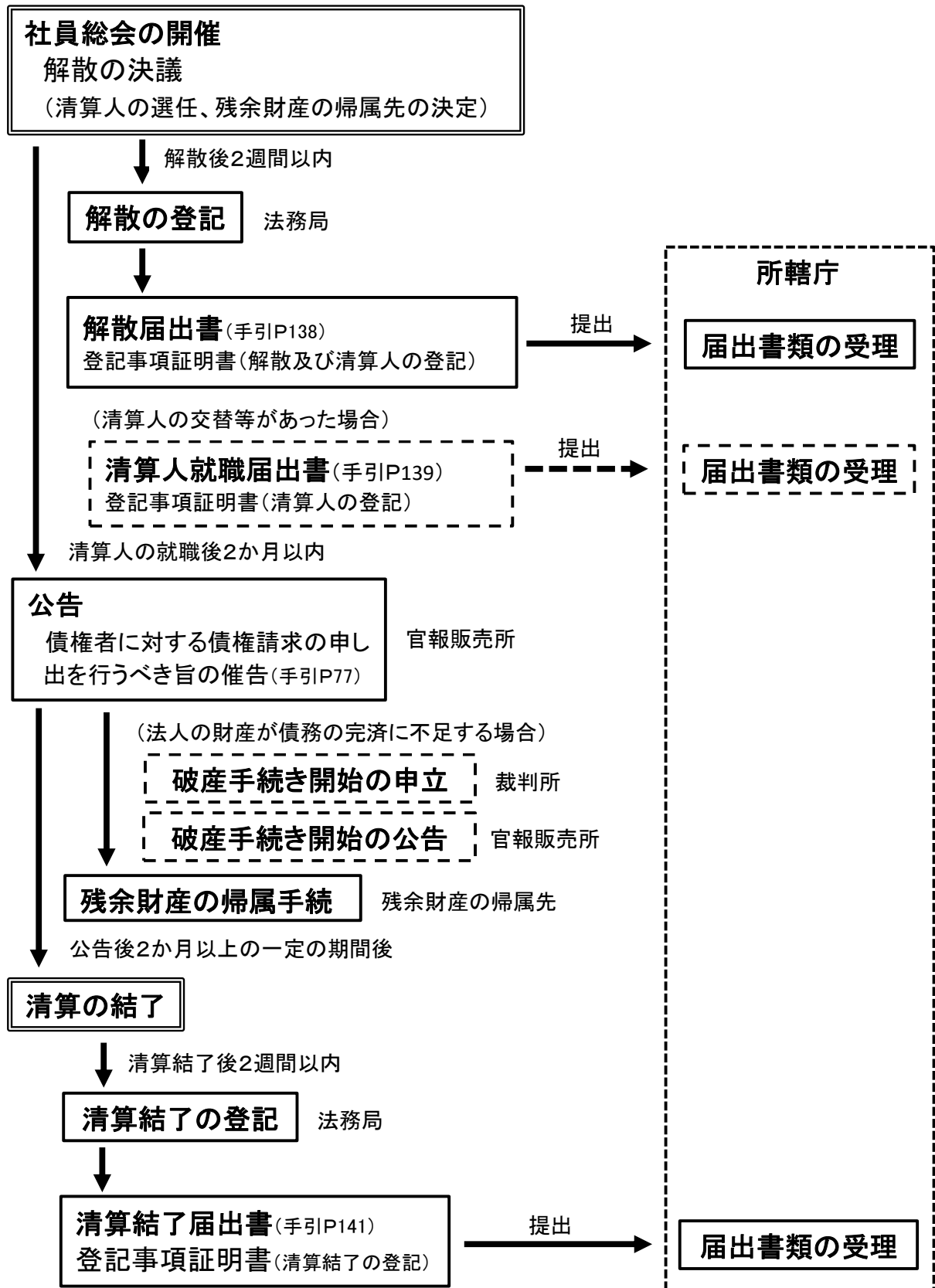


社員総会の決議による解散の流れ



※所轄庁や法務局において「解散」や「清算終了」の手続きを行った際には、税関係の届出も必要です。(所轄庁等への手続きと税関係の届出は連動していませんので、別途手続きが必要です。)

国 税：納税地の所轄税務署長へ「異動届出書」を提出してください。

県 税：各地方局課税課へ「法人変更届」を提出してください。

市町税：各市町の税務担当課が指定する様式で提出してください。